

議第201号

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項および第18条第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第1項第1号アの表中「200」を「250」に、「400」を「450」に、「160」を「200」に、「320」を「360」に改め、同号注1中「第2条」を「第2条第1号」に改め、同項第2号の表中「1,260」を「1,360」に、「2,510」を「2,710」に、「5,040」を「5,440」に改め、別表第2項第1号中「31,700円」を「34,200円」に改め、同項第2号アの表中「16,700」を「18,000」に、「22,900」を「23,500」に改め、同号イの表中「2,600」を「2,800」に、「3,600」を「3,900」に改め、同項第3号の表中「4,930」を「5,260」に、「9,800」を「10,000」に、「15,800」を「16,400」に、「31,600」を「32,600」に、「2,610」を「2,670」に、「2,850」を「2,980」に、「2,870」を「2,940」に、「3,440」を「3,600」に、「3,620」を「3,650」に、「4,680」を「4,750」に、「11,600」を「12,000」に、「19,000」を「20,000」に、「65,200」を「70,400」に、「55,600」を「60,000」に、「27,800」を「28,900」に、「109,000」を「115,000」に、

	「
	」
	「
	」
	「
	」
	「
	」
	「
	」

平地窯	同	6,000
-----	---	-------

を

用平地窯	同	6,000
焼成用薪窯 <sup>まき</sup>	同	6,000
式角窯	同	20,000

灯油薪併用
-------

を

灯油薪併 <sup>まき</sup>
ビードロ
両たき

に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。